



介護保険 主治医意見書作成料請求書

平成			年			月分
----	--	--	---	--	--	----

保険者番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

被保険者	被保険者番号 <sup>3</sup>											<sup>12</sup>
	(フリガナ)											
	氏名											
	生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和			性別	1. 男 2. 女						
住所												

請求医療機関	医療機関コード										
	事業所名称										
	所在地	郵便番号					-				
	電話番号										

作成依頼日	平成			年			月			日	依頼番号						※					
意見書作成日	平成			年			月			日	意見書送付日	平成			年			月			日	保険者確認

※印の欄は記入しないで下さい

意見書作成料	種別	1. 在宅 2. 施設		1. 新規 2. 継続		金額					円
--------	----	-------------	--	-------------	--	----	--	--	--	--	---

診断・検査費用	内 訳		点 数				摘 要							
	診 断													
検 査	胸部単純X線撮影													
	血液一般検査													
	血液化学検査													
	尿中一般物質定性・半定量検査													
合 計						点数合計×10円								円

請求額	意見書料	13					17	円
	診断・検査費用	18					22	円
	消費税							円
	合 計	23					27	円

主治医意見書料は、在宅・施設別、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とする。

	在宅	施設
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

主治医がなく主訴もない者が要介護認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診療・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等（以下のものに限る）に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができる。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

- ・胸部単純X線撮影
- ・血液一般検査
- ・血液化学検査
- ・尿中一般物質定性・半定量検査